

定期建物賃貸借契約についての説明書

平成 年 月 日

貸主(甲) 住所 北海道十勝郡浦幌町字桜町 15 番地 6
氏名 浦幌町長 (印)

下記の物件(以下「本物件」という。)について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、本説明書を交付して次のとおり説明します。

記

物 件	名 称		
	所 在 地	十勝郡浦幌町字	
契 約 期 間	始 期	年 月 日から	間
	終 期	年 月 日まで	

1 定期建物賃貸借契約に関する説明

甲と乙とは、借地借家法第38条に規定された定期建物賃貸借契約に基づき、本物件の賃貸借契約を締結します。定期建物賃貸借契約とは、契約の更新がなく、期間の満了により賃貸借が終了する契約です。そのため、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約(以下「再契約」という。)を締結する場合を除き、本契約期間満了日までに、乙は、甲に必ず本物件を明け渡さなければなりません。

2 再契約の手続きについて

- (1) 乙は、契約期間が満了するに当たり、その後、本物件に第三者からの使用予約等がなく、かつ、契約内容等について甲と協議の上で合意に達した場合、本契約の期間満了日の翌日を始期とする再契約を締結できます。
- (2) 再契約期間は、本契約の期間満了日の翌日から1月を超えない範囲とします。
- (3) 再契約は、1回を限度とします。
- (4) 乙は、本契約の期間満了日までに、再契約に必要な手続きを完了しなければなりません。

上記の借地借家法第38条第2項に基づく定期建物賃貸借契約に関する説明を受けました。

平成 年 月 日

借主(乙) 住所
氏名 (印)